

新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（調査予定箇所）の公表について

1. 目的

新たに抽出した「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を公表します。今後、これらの箇所については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、被害が想定される区域が明らかになれば、土砂災害警戒区域等の指定を行います。調査完了には相当の時間を要すると考えられることから、調査予定箇所として公表するものです。

2. 新たに「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を抽出した背景

令和元年東日本台風及び低気圧等に伴う大雨で、土砂災害警戒区域等に指定されていなかった場所でも土砂災害が発生し、人的被害（死者・行方不明者・負傷者）及び人家被害が生じました。これらの箇所を分析したところ、地形図判読では把握が難しかったものの、より詳細な地形データを活用することで「土砂災害が発生するおそれのある箇所」として抽出可能な箇所が含まれていることがわかりました。これを受けて、今後は、高精度な地形情報等を活用して「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の抽出に努めることが土砂災害防止対策基本指針に位置づけられました。

高精度な地形情報による抽出事例



地形図判読（航空写真測量）による抽出
⇒傾斜度30度未満 ⇨ 調査の対象外

より詳細な地形データを活用して抽出



傾斜

0 - 10
10 - 20
20 - 30
30 - 45
45 - 90



高精度な地形情報（航空レーザー測量）による抽出
⇒傾斜度30度以上 ⇨ 調査の対象

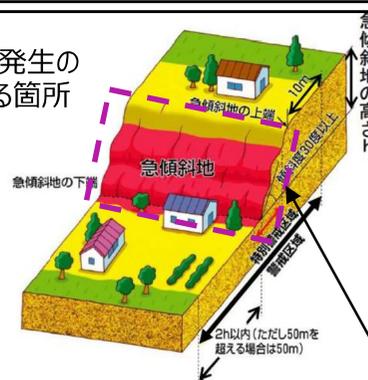
急傾斜地の基準：がけ高さ5m以上 傾斜度30度以上

3. 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」とは

大阪府では、土砂災害警戒区域等が約8,300箇所指定されていますが、新たに土砂災害が発生するおそれのある箇所を約4,300箇所抽出しました。

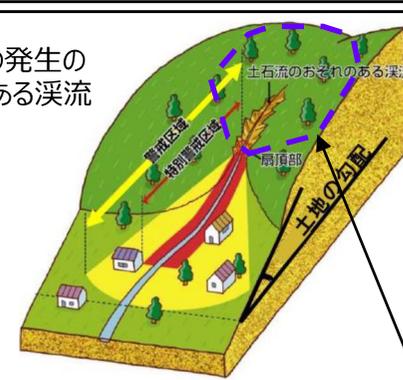
土砂災害警戒区域等に指定された箇所では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進します。

がけ崩れの発生のおそれのある箇所



がけ崩れの発生のおそれのある箇所： []

土石流の発生のおそれのある溪流



土石流の発生のおそれのある溪流： []

現地調査の結果、区域指定がされる場合には、土砂災害警戒区域（黄色）や土砂災害特別警戒区域（赤色）が指定されます。

土砂災害の発生報告について

- 以下の土砂災害が発生した際には、所管の土木事務所へ土砂災害の発生報告をお願いします。
- また、土砂災害が発生した際には、災害対策基本法第59条及び第62条に基づき、市町村による応急対応をお願いします。

- 土石流等：
 - ① 土石流危険渓流※、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流等の土砂流出が発生した場合
 - ② ①以外で土砂流出により人的被害、公共施設・人家に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの
- 地すべり：土砂災害警戒区域（地すべり）の該当の有無、人家、公共施設等への被害にかかわらず、地すべりが発生した場合
- がけ崩れ：
 - ① 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）において斜面崩壊が発生した場合（公有地、民有地は問いません）
 - ② ①以外で人的被害、人家・公共施設に被害が生じたもの及び被害が生じる恐れがあるもの

※土石流危険渓流とは、土砂災害警戒区域（土石流）の上流の流域の名称です

大阪府施行の災害関連緊急事業（砂防・地すべり・急傾斜）及び市町村施行の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施にあたっては土砂災害の発生報告は必須条件となりますので、速やかに報告をお願いします。

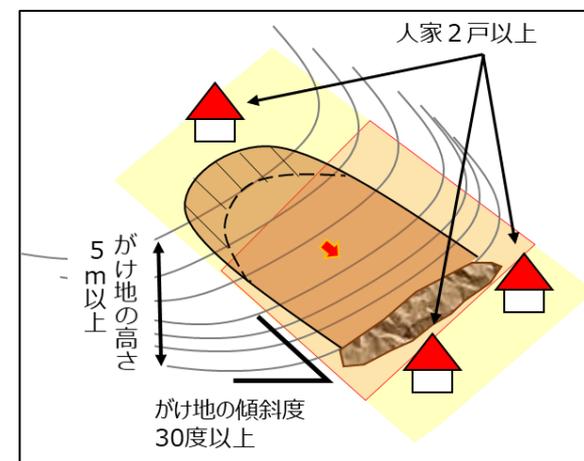
大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

■事業の目的

- ・ 激甚災害に伴い発生した小規模ながけ崩れに対し、市町村が行うがけ崩れ防止工事へ補助を行う。

■事業の範囲（採択基準）

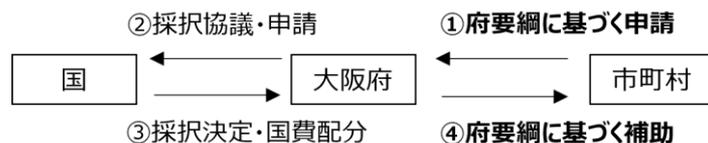
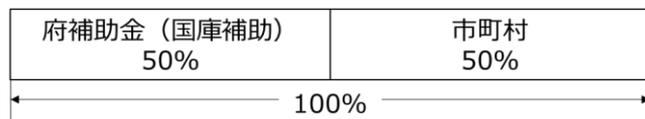
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律**第2条第1項の激甚災害に指定**され、かつ同法**第3条及び第4条もしくは第5条の規定による措置の適用**が指定または指定されることが確実であること
- ・ 災害対策基本法第5条の規定による**市町村地域防災計画に危険箇所として記載**され、又は記載されることが確実であるがけ地
- ・ 崩壊等が発生した**がけ地の傾斜度30度以上かつ高さ5メートル以上**であること
- ・ **人家2戸以上**又は**公共的建物**に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所で行う**直接人命保護を目的とする市町村が施行主体**となつて行うがけ崩れ防止工事であること
- ・ 1箇所の事業費が**600万円以上**であること
- ・ 以下のいずれかにも該当しないもの
 - 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（府施行）の対象となるもの
 - 土石等の採取や土地造成等明らかに人為的な原因に基づく崩壊で、その責任者が明らかなもの
 - 造林等の見込みのある場所等における工事で林地崩壊防止事業として実施するもの
 - 砂防指定地、保安林、保安施設地区、保安林予定森林、保安施設予定地区、地すべり防止区域内の土地（ただし知事が必要と認めた場合を除く。）



事業採択イメージ

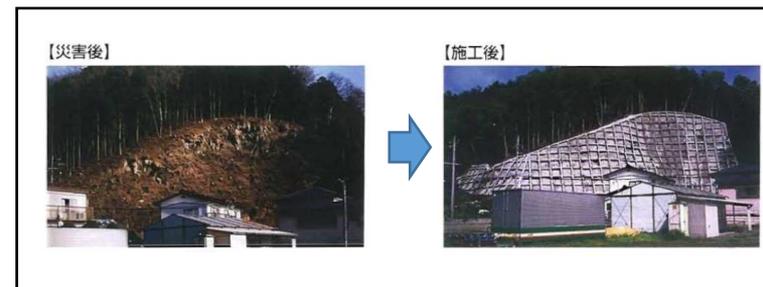
■事業スキーム

- ・ 事業の遂行に必要な事業費（工事費や設計費等）の50%以内を補助



■施行日

- ・ 令和5年10月31日から施行し、同年4月1日以降に発生した激甚災害から適用



事業イメージ（出典：国土交通省HP）

大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について

令和5年6月2日に大阪府和泉市で発生した土砂災害に対して
緊急的ながけ崩れ対策事業を実施します

国土交通省砂防部
令和5年11月15日

令和5年6月2日に発生したがけ崩れに対して、和泉市が緊急的な対策事業を実施します。

ぶつなみちょう
● 仏並町(4)地区

位置図



令和7年1月
概成

【仏並町(4)地区】

おおさかふ いずみし ぶつなみちょう

大阪府和泉市仏並町地内

- ・発生日時 : 令和5年6月2日
- ・保全対象 : 人家2戸
- ・崩壊の規模 : 幅15.4m 高さ11.1m
- ・主な対策工 : 法面工



災害発生時の第一報について

1. 第1報のポイント

☆災害報告はスピードを優先

(様式にこだわらないし、すべての項目が判明しなくても良い)

☆死傷者、一般被害大、マスコミ報道等災害については最優先で報告
災害発生が予想される気象条件の際は、ニュース等に注意

2. 報告例

- 1) 報告者はだれか 「〇〇市町村〇〇課の〇〇です。」
- 2) いつ寄せられた情報か 「本日、〇〇時頃に」
- 3) どこで 「〇〇市町村〇〇町〇〇宅付近で」
- 4) 何が 「土砂災害※が発生した」
(※「土石流」「がけ崩れ」など形態が不明でもかまいません。)
- 5) 被害状況
【死傷者ありの場合】 「詳細は不明ですが、死者・負傷者があったようです。
【土砂災害として大きい場合】 「詳細は不明ですが、住居家屋の被災を含む人命にかかわる大きな災害が起きている模様です。
いるようです」
- 6) どこからの情報か 「〇〇町の住民・消防署・パトロール員」から寄せられた情報です」
- 7) 予想される影響 「河川に流出した場合、下流の人家に被害が及ぶおそれがあります。」

※いろいろな現象が想定されるため、報告例どおりでなくとも、各自がわかり得る範囲の情報を速やかにあげてください。

3. 情報共有を！！

台風や長雨が続けているときは、他の部局から府の危機管理部局へ情報を送られている場合があるかとは思いますが、所管の土木事務所（水防担当）へも情報をお願いします。幅広に情報提供をお願いします。ただし、田んぼ等造成地の法面崩れなど明らかに土砂災害では無いと判断できるものは除く。

4. 速やかな応急対応を！！

災害発生箇所が降雨により人家への影響（二次災害）が大となることが懸念される場合は速やかに応急対応をお願いしたい。

大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の改正について

- ・本要綱は危険住宅の移転を促進するため、住民自らが実施する移転対策に対し、その費用の一部について補助を行うもの。
- ・国要綱の改正に準じた府の要綱を令和6年4月1日より施行。

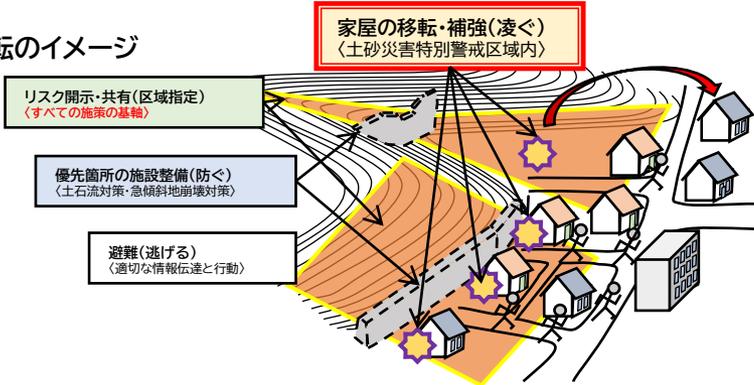
◆補助制度の費用負担割合

国(1/2) 社会資本整備総合交付金	府(1/4)	[事業主体] 市町村(1/4)
-----------------------	--------	--------------------

【主な改正内容】

- ①補助限度額の拡充
- ②対象要件の追加

◆移転のイメージ



新 移転補助制度

○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱
(S63.10.19制定/R6.4.1最終改正)

(国制度:住宅・建築物安全ストック形成事業《がけ地近接等危険住宅移転事業》)

区分	対象住宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基づく災害危険区域 2. 土砂災害防止法(平成13年4月1日施行)に基づく土砂災害特別警戒区域 ※移転先が安全な土地・住宅の場合に限る。 ※新築の場合は省エネ基準へ適合すること。	・危険住宅の除却に要する費用: 1戸あたり 事業年度における「住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費」 を限度とする。 (参考) R6国通知 木造 32,000円/m ² 非木造 46,000円/m ² (参考) 過去実績による算定 1戸あたり 約490万円 ・その他除却等に要する費用(動産移転費等): 1戸あたり 97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 (建物助成費)	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 421万円 (建物325万円、 土地96万円)

旧 移転補助制度

○大阪府がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱
(S63.10.19制定/R3.4.1改正)

(国制度:住宅・建築物安全ストック形成事業《がけ地近接等危険住宅移転事業》)

区分	対象住宅	補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	以下のいずれかに該当する区域内の居室を有する建築物のうち、区域が指定される以前に建築されたもの 1. 建築基準法に基づく災害危険区域 2. 土砂災害防止法(平成13年4月1日施行)に基づく土砂災害特別警戒区域	1戸あたり 97.5万円
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 (建物助成費)	※なお、建物助成費については、金融機関等から資金を借り入れた場合の利子に相当する額を対象とする。	1戸あたり 421万円 (建物325万円、 土地96万円)

土砂災害特別警戒区域からの移転・補強事業の周知活動について

■枚方市における取組事例～リーフレットの配布～

◆実施内容

枚方市内の土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)(全151個所)の区域内の世帯へ土砂災害防止法のリーフレット資料を全戸配布し、土砂災害における避難準備や補助制度について周知を行った。

◆実施効果

- ・市民が土砂災害に関しての理解を深め、災害時の避難場所等を把握することで防災意識の向上に繋がる。
- ・市職員による直接配布により現地状況が把握され、現状整理に寄与した。
- ・補助制度の申請(移転)を受付けた。

◆リーフレット紙面

内面

土砂災害の種類

土砂災害の恐れのある区域

避難のポイント

雨に注意していますか?

外面

気になっていますか?
土砂災害のこと

枚方市

(周知)砂防協会費によるリーフレットの印刷について

大阪府砂防協会において、砂防事業等に関する啓発普及のため、各市町村で配布するリーフレットの印刷を実施(印刷依頼は必要に応じて随時受付)。

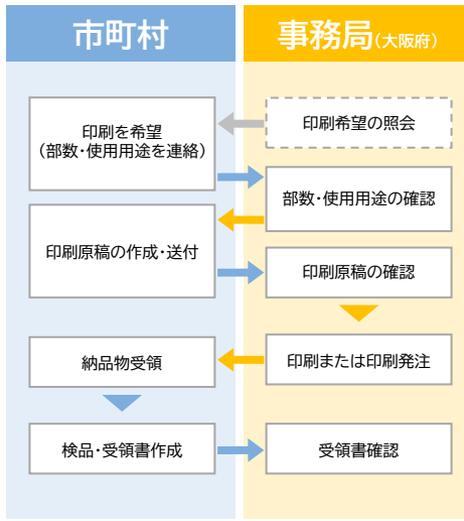
◆近年の利用実績

R2…計3,640部(16市町村)
R3…計1,410部(11市町村)
R4…計3,350部(11市町村)

R5…計900部(2市)
R6…計3,600部(23市町村)

◆利用の流れ

必要に応じて砂防協会事務局までご相談ください。また、印刷原稿は各市町村で作成し、事務局まで送付してください。
※原稿作成に際し、右記テンプレートの利用可能



(参考)テンプレート

A3二つ折りの冊子を想定したものの。なお、土砂災害の啓発のための内容を盛り込む、A4一枚紙のチラシにするなど、デザインや紙面ページ数の変更可能。

外面

住宅移転・補強を支援します

内面

具体例を交えたテンプレートを作成の上、印刷希望照会を実施予定。積極的な周知活動をお願いいたします。

南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドライン

- 国の改善方策、府内市町村アンケート等を踏まえた呼びかけの基本的な考え方を取りまとめ、市町村との意見交換を実施して合意形成。
- 府防災・危機管理対策推進本部会議において報告した際の意見も取り入れてガイドラインを作成



- （府は南海トラフ地震津波避難対策特別警戒地域に指定されていないが、）**注意・警戒時の呼びかけ内容・頻度を同一とせず**、特に警戒時の備えについてより、緊張感を伝える呼びかけを行う。（市町村意見交換においては、同一内容・頻度で合意）
- 国の方策に加えて「**津波浸水被害想定区域**」および「**土砂災害の恐れのある地域**」への呼びかけを行う。
- 防災行政無線・ホームページ・SNSの活用を基本とし、地域の実情に応じて、公用車・青パト等も活用する。

日頃からの地震の備えの再確認

- ・安全な避難場所・避難経路の確認
- ・家具の固定（L字金具・家具転倒防止板）
- ・家族との連絡手段の確認
- ・非常食など備蓄の確認

臨時情報発表に伴う特別な備え

- ・すぐに逃げられる体制の維持
- ・非常持ち出し品の常時携帯
- ・**旅行、帰省等外出先の情報の確認**

その他注意事項

- ・偽・誤情報への注意
- ・過度な買いだめ・買い急ぎの自粛

事業者等が取るべき対応

- ・避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底
- ・従業員や利用者への正確・迅速な情報伝達



「津波浸水被害想定区域」「土砂災害の恐れのある地域」に対する呼びかけ

- ・津波発生後、避難が間に合わない方は速やかに避難できるよう備える（警戒発表時）
- ・津波警報等発表時には直ちに海岸から離れ、注意報解除までは海岸に近づかない
- ・津波警報等発表時には地下街から浸水のおそれがない場所等へ避難
- ・斜面の反対側や家屋の2階での就寝・生活（警戒発表時は強調）
- ・危険な場所（*）に近づかない
- * 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

その上で社会経済活動を継続

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の呼びかけ

府内各市町村がそれぞれの実情に応じて府民等へ呼びかけ内容を選択して発信

●基本的な呼びかけ事項

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。大規模地震が発生する可能性は平時に比べて百倍程度高い状況です。大規模地震はいつ発生してもおかしくありません。（○○で発生した地震により、○○地方では（大津波警報・津波警報・津波注意報の発令や）被害も発生しています。）あわてず落ちついた行動をお願いします。

〈日頃からの地震の備えの再確認〉

- 安全な避難場所・避難経路の確認 家具の固定（L字金具・家具転倒防止板）
家族との連絡手段の確認 非常食など備蓄の確認
ハザードマップ（津波、土砂災害等）で、お住まいの地域のリスクを確認

〈臨時情報発表に伴う特別な備え〉

- 就寝時に非常持ち出し品や靴等を必ず枕元に置き、すぐに逃げられる体制を常時維持してください
非常持ち出し品を必ず常時携帯してください
旅行、帰省等外出先の情報を必ず確認してください

〈その他注意事項〉

- 国や市町村等の公式な情報源からの情報を確認し、偽・誤情報に惑わされないようにしてください
過度な買いだめ・買い急ぎは自粛してください

〈事業者等が取るべき対応〉

- すぐに避難できるよう避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認を徹底してください
従業員や利用者へ正確・迅速な情報伝達を行ってください

●地域の特性に応じた呼びかけ

1 津波浸水想定区域への呼びかけ内容

- 地震発生後、津波の到達までに避難が間に合わない可能性のある方は、速やかに避難行動を起こせるよう備えてください
津波警報等発表時には直ちに海岸から離れ、注意報解除までは海岸に近づかないでください
津波警報等発表時には地下街や地下鉄等の管理者の避難誘導に従い安全な場所に避難してください

2 土砂災害の恐れのある地域への呼びかけ内容

- いつ大規模地震が発生するか分かりません。命を守るために斜面の反対側や家屋の2階で就寝・生活してください
いつ大規模地震が発生するか分かりません。危険な場所（*）に近づかないでください

* 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の呼びかけ

府内各市町村がそれぞれの実情に応じて府民等へ呼びかけ内容を選択して発信

●基本的な呼びかけ事項

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。大規模地震が発生する可能性は平時に比べて数倍程度高い状況です。大規模地震はいつ発生してもおかしくありません。あわてず落ちついた行動をお願いします。

〈日頃からの地震の備えの再確認〉

- 安全な避難場所・避難経路の確認 家具の固定（L字金具・家具転倒防止板）
家族との連絡手段の確認 非常食など備蓄の確認
ハザードマップ（津波、土砂災害等）で、お住まいの地域のリスクを確認

〈臨時情報発表に伴う特別な備え〉

- 就寝時に非常持ち出し品や靴等を必ず枕元に置き、すぐに逃げられる体制を常時維持してください
非常持ち出し品を必ず常時携帯してください
旅行、帰省等外出先の情報を必ず確認してください

〈その他注意事項〉

- 国や市町村等の公式な情報源からの情報を確認し、偽・誤情報に惑わされないようにしてください
過度な買いだめ・買い急ぎは自粛してください

〈事業者等が取るべき対応〉

- すぐに避難できるよう避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認を徹底してください
従業員や利用者へ正確・迅速な情報伝達を行ってください

●地域の特性に応じた呼びかけ

1 津波浸水想定区域への呼びかけ内容

- 津波警報等発表時には直ちに海岸から離れ、注意報解除までは海岸に近づかないでください
津波警報等発表時には地下街や地下鉄等の管理者の避難誘導に従い安全な場所に避難してください

2 土砂災害の恐れのある地域への呼びかけ内容

- いつ大規模地震が発生するか分かりません。斜面の反対側や家屋の2階で就寝・生活してください
いつ大規模地震が発生するか分かりません。危険な場所（*）に近づかないでください

* 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等

3 その他の特性に応じた呼びかけ内容

- ため池 対象：住民、事業者等
内容：ため池の決壊による浸水想定を確認してください
- 観光地 対象：観光客、事業者等
内容：避難経路の確認をしてください
- 過疎地域 対象：住民、事業者等
内容：避難経路の確保をしてください
- 密集市街地 対象：住民、事業者等
内容：避難経路の確保、倒壊の危険性がある建物へ近づかないでください

●要配慮者・外国人などに対する呼びかけ

- 避難行動要支援者 内容：地震発生後、津波の到達までに浸水想定区域外に避難が間に合わない可能性のある要配慮者等は、次の地震に備えて、速やかに避難行動を起こせるようにしてください
避難支援者との連絡先等の確認をしてください
モバイルバッテリーや非常用持ち出し袋の確認をしてください
- 高齢者 内容：地震発生後、津波の到達までに浸水想定区域外に避難が間に合わない可能性のある要配慮者等は、次の地震に備えて、速やかに避難行動を起こせるようにしてください
- 在留外国人および旅行者 手法：やさしい日本語による呼びかけ
多言語での情報発信化や、やさしい日本語による標記

◆呼びかけの頻度：市町村の実情に応じて在住者、滞在者へ漏れなく伝わるよう毎日2回以上、

◆ツール：防災行政無線・HP・SNSを基本とし、市町村の実情に応じて公用車・青パト等を活用

※大阪府に事前避難対象地域はないため、巨大地震注意、巨大地震警戒ともに呼びかける内容については同じだが、巨大地震警戒発表時の切迫感を伝えるため、事務局案として、基本的な呼びかけ事項の冒頭に「〇〇で発生した地震により、〇〇地方では（大津波警報・津波警報・津波注意報の発令や）被害も発生しています。」と、津波浸水想定地域への呼びかけとして「地震発生後、津波の到達までに浸水想定区域外に避難が間に合わない可能性のある要配慮者等は、次の地震に備えて、速やかに避難行動を起こせるようにしてください」等を追加

3 その他の特性に応じた呼びかけ内容

- ため池 対象：住民、事業者等
内容：ため池の決壊による浸水想定を確認してください
- 観光地 対象：観光客、事業者等
内容：避難経路の確認をしてください
- 過疎地域 対象：住民、事業者等
内容：避難経路の確保をしてください
- 密集市街地 対象：住民、事業者等
内容：避難経路の確保、倒壊の危険性がある建物へ近づかないでください

●要配慮者・外国人などに対する呼びかけ

- 避難行動要支援者 内容：事前避難を含めた早めの避難を検討してください
避難支援者との連絡先等の確認をしてください
モバイルバッテリーや非常用持ち出し袋の確認をしてください
- 高齢者 内容：事前避難を含めた早めの避難を検討してください
- 在留外国人および旅行者 手法：やさしい日本語による呼びかけ
多言語での情報発信化や、やさしい日本語による標記

◆呼びかけの頻度：市町村の実情に応じて毎日1回以上

◆ツール：防災行政無線・HP・SNSを基本とし、市町村の実情に応じて公用車・青パト等を活用

第14回

大阪880万人訓練

Osaka 8.8million drill

■実施日 令和7年11月5日(水)

10:00 地震発生

10:03 大津波警報発表

(訓練用のエリアメール/緊急速報メールを発信)

■訓練想定

南海トラフ巨大地震

■訓練目的

府民一人ひとりが、様々な情報源から地震・津波発生情報を入手し、地震・津波発生時に自らの命を守る行動に繋がるよう、防災意識の向上を図る。

■訓練方針 『一人ひとりの防災意識をオール大阪へ』

- 子どもに対する防災教育の充実
関係機関と連携して児童・生徒への訓練参加を促進し、防災訓練を通じて平素からの備えや身を守る行動を身に付けることで、**防災教育の充実**を図る。
- 大阪防災アプリ等、多様な情報発信ツールを活用した多言語による情報発信
災害発生時に適切な避難行動を支援する大阪防災アプリ等（メール、SNS、アプリ等）を活用し、多言語による訓練情報を発信することで、府民への新たな防災情報伝達ツールとして**定着化**を図る。

<大阪880万人訓練実行委員会>

委員長：大阪府知事

副委員長：大阪市長

堺市長

委員：大阪府教育長

大阪府市長会長

大阪府町村長会長

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長

西日本電信電話株式会社 執行役員 関西支店長

日本放送協会 大阪放送局長

KDDI株式会社 関西総支社長

関西鉄道協会 技術委員会委員長

関西テレビ放送株式会社 取締役（コンテンツ統括本部・副本部長委嘱）

大阪放送株式会社 コンテンツビジネス本部長

株式会社NTTドコモ 執行役員 関西支社長

ソフトバンク株式会社 コーポレート統括 総務本部 総務サービス統括部 地域人事総務部 部長

楽天モバイル株式会社 基地局設置統括本部 統括副本部長

大阪府内どこでも使える

ぼうさい 大阪防災アプリ

osaka bousai

目ごころから使える
防災アプリ



大阪府内の
防災情報が
受け取れる



Osaka

Disaster Prevention app

使ってみよう！ 大阪防の傘アプリ



土地勘がなくても大丈夫 現在地機能

大阪府全域画面では、大阪府内どこでも位置情報サービス（GPS 情報）を利用して自分がいる場所の防災情報をリアルタイムで受け取ることができます。

※アプリの位置情報へのアクセス権限を許可する必要があります。



より身近な情報を受取れる 市町村選択

大阪府全域ではなく、市町村毎に情報を表示することもできます。市町村を選択すると、選択した市町村の防災資料等を確認したり、お知らせを受け取ることができます。

ほしい情報を自分で選択 プッシュ通知

気象注意報や警報、地震・津波・台風に加え、線状降水帯や熱中症、自治体からの避難情報等、多様な防災情報に対応。各自治体からのお知らせも受け取ることができます。



日ごろから使える 雨雲レーダー

日頃の雨雲の状況、線状降水帯や台風の予報円も確認することができます。60 分前から 15 時間先までの未来の降水強度分布予測を、連続的に表示して閲覧することができます。



もしもの時に備えよう 防災マップ

土砂災害・高潮・津波・洪水の災害リスクや大阪府内の避難所等を地図上で確認できます。災害時等の通信切断に備え、市町村ごとにオフライン地図をダウンロードできます。



現在の状況を画像で確認 防災カメラ

地図上のカメラアイコンを選択すると、大阪府内約 200 か所の河川カメラや3か所の広域カメラの映像を閲覧できます。近隣河川の水位や雨の状況等をアプリ上で確認することができます。



お問い合わせ先

大阪府危機管理室災害対策課

TEL : 06-6944-6183



大阪防災アプリ

